

母子保健施策の動向について

こども家庭庁 成育局 母子保健課



本日の内容

1. こども家庭センターについて
2. 妊産婦へのメンタルヘルス支援の体制整備事業について
3. 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要について
4. 第14次地方分権一括法 母子保健課関係の概要について
5. 研修事業等のご案内

1. こども家庭センターについて

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援する体制

こども家庭センター（母子保健機能）を拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を確保し、**誰ひとり取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポート**します。

こども家庭センター（母子保健機能）による包括的な支援体制の構築

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④サポートプランの策定



妊婦健診の実施

妊婦に対し、1・4回程度の妊婦健診費用が公費助成されています。

産婦健診の実施

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う産婦健診を実施します。産婦健診の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを勧めます。

産前・産後サポート事業

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦等に対し、地域の子育て経験者やシニア世代の人たちなどが、気軽に話し相手になって相談に応じるなどの支援を行います。妊産婦等の孤立化を防ぐソーシャル・キャピタルの役割を担っています。

産後ケア事業

退院直後の母子に対し、短期入所、通所又は居宅訪問の形態により、助産師等が心身のケアや育児のサポートを行います。令和元年の母子保健法改正により、市町村に実施の努力義務が課せられました。

多胎妊婦や多胎児家庭への支援

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家族支援のため、
 ①育児等サポーターを派遣し、日常的な生活支援等を行うとともに、
 ②多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、相談支援等を行います。

若年妊婦等への支援

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への身近な地域での支援として、NPO等も活用し、
 ①アウトリーチやSNS等による相談支援を行います。
 ②不安や金銭面の心配から医療機関受診を躊躇する特定妊婦等に対し、支援者が産科受診に同行するとともに、受診費用を補助します。
 ③行き場のない若年妊婦等に、緊急一時的な居場所を提供します。
 （※本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市）

外国人妊産婦への支援

言葉の問題がある外国人の妊産婦の妊娠・出産等を支援するため、母子健康手帳の多言語版（10か国語に翻訳）を作成しています。

入院助産の実施

生活保護世帯など経済的な問題のある妊産婦に対して、所得の状態に応じ、指定産科医療機関（助産施設）における分娩費用の自己負担額を軽減する仕組み（入院助産制度）があります。

- ・上記の事業等のほか、医療保険から出産育児一時金として原則50万円が支給されます。
- ・国の制度以外にも、各自治体において、独自事業が実施されています。

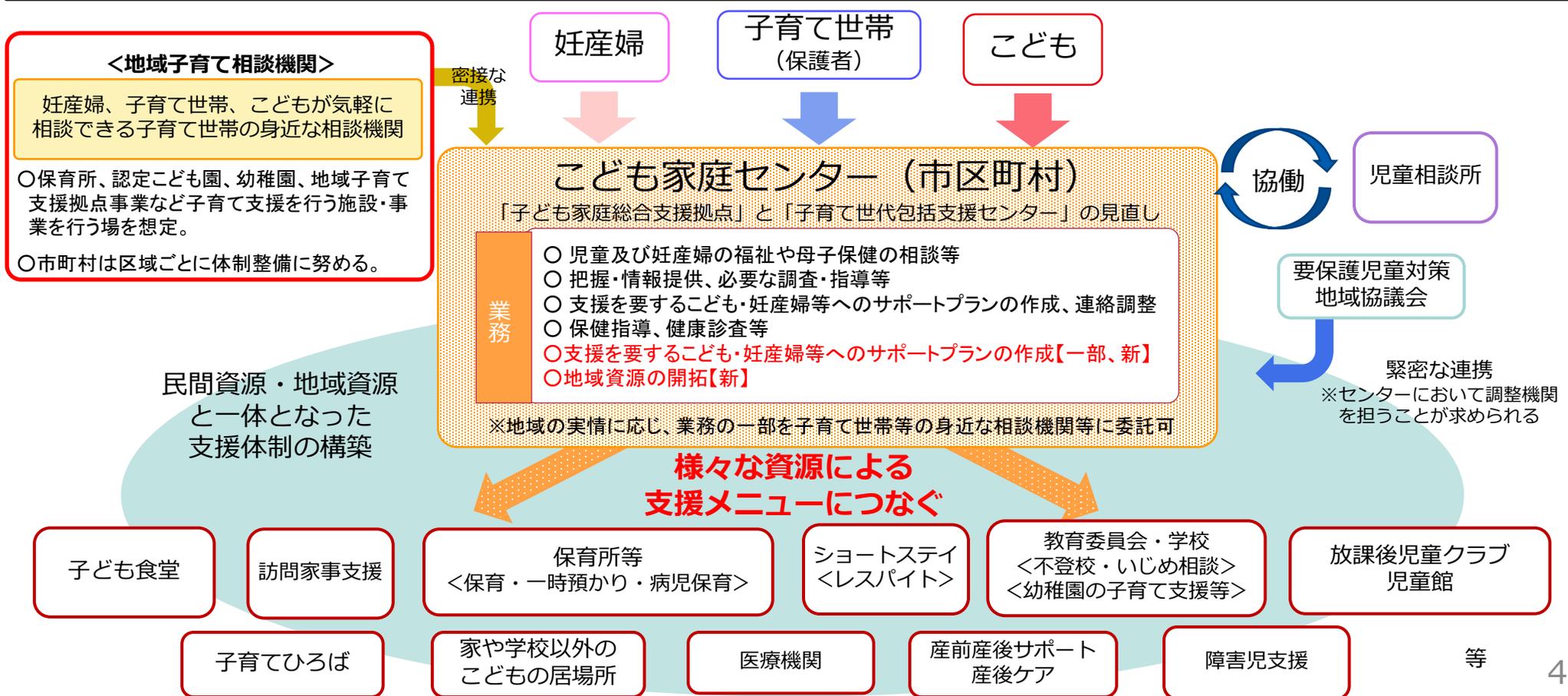
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



2. 妊産婦へのメンタルヘルス支援の 体制整備事業について

産後のメンタルヘルス対応

市町村の状況（令和4年度母子保健事業の実施状況等調査）(回答) 1,741 市区町村

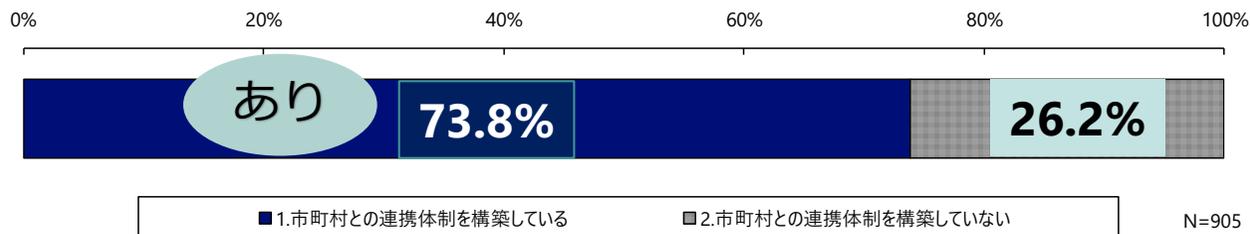
項目	市区町村数	%
EPDS実施人数及びEPDSが9点以上の褥婦の人数を把握している	1,311	75.3%

項目	人数
産後1か月までにEPDSを実施した褥婦の人数合計	479,304

項目	人数
産後1か月までのEPDSが9点以上の褥婦の人数合計	47,632

エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）9点以上の場合、産後うつのハイリスクとされており、産後1カ月での割合は、**9.9%**となっている。

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業」（補助先：株式会社野村総合研究所）



産婦のメンタルケア対応における市町村との連携体制の構築

市町村と精神科医療機関等との連携状況

（令和3年度母子保健事業の実施状況等調査）

項目	市区町村数	%
母子保健担当部署内で対象者の情報を共有し、今後の対応を検討している	1,606	92.2%
産後1か月でEPDS9点以上だった方へのフォロー体制 精神科医療機関を含めた地域関係機関と連絡会やカンファレンスを定期的実施している	125	7.2%
体制はない	35	2.0%

1 事業の目的

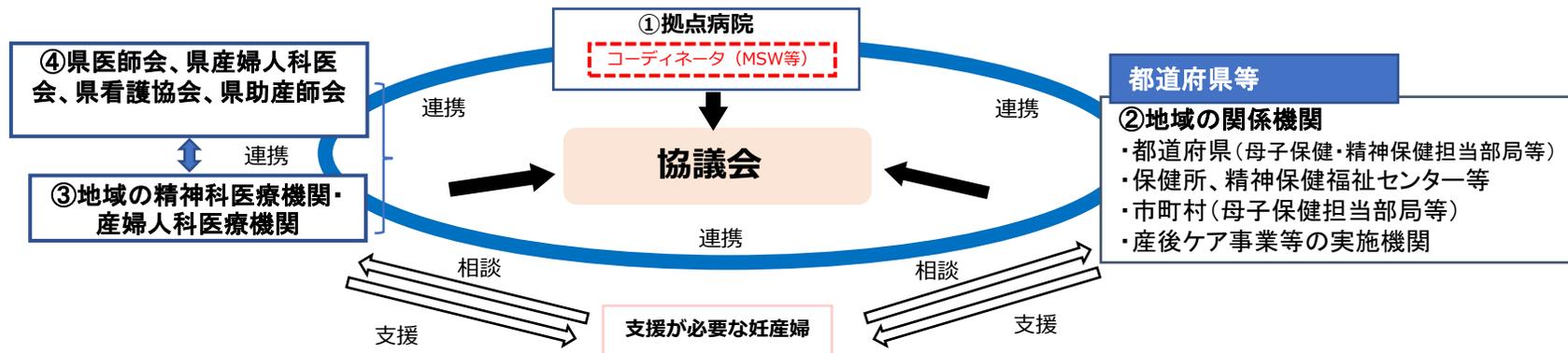
- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

2 事業の概要・スキーム

◆ 事業内容

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：月額 1,317,000円

3. 子ども・子育て支援法等の一部を 改正する法律の概要について

産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部） **【拡充】**

令和6年度予算：60.5億円（57.2億円）

【平成26年度創設】

目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

内容

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案

(1) デイサービス・アウトリーチ型	1施設あたり月額	1,727,700円
(2) 宿泊型	1施設あたり月額	2,519,600円
(3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～）	1回あたり	5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～）	1回あたり	2,500円
(4) 24時間365日受入体制整備加算	1施設あたり年額	2,806,900円
(5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算	1人当たり日額	7,000円

※ (1)及び(2)の補助単価の6か所上限は撤廃する【運用改善】(R6～)

実施自治体・産婦の利用率



※ 実施自治体数は令和4年度変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法
宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

改正の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・子育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

改正の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・子育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
 - ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
 - ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
 - ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。
- （*）を子ども・子育て支援法に位置づけるに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）

産後ケア事業の提供体制の整備 【子ども・子育て支援法】

- 産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
 - ① 受け皿拡大に当たり、**市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要。**
 - ② **妊産婦のメンタルヘルスの対応**のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、**医療体制を担う都道府県との連携が重要。**
- 産後ケア事業を**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付ける**ことで、**国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備**を進める。

国 : **基本指針**を定める。

都道府県 : 市町村事業計画の**協議を受け確認**する。また、基本指針に基づき**都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等**を定めるよう努める。

市町村 : 基本指針に基づき**市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等**を定める。

国立成育医療研究センター
(※女性の健康ナショナルセンター)



自治体の取組を支援

○厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、**国立成育医療研究センターの成育医療等に関するシンクタンク機能を充実**し、成育医療等の施策に関するデータ収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信等を実施。

【事業内容】産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす

- **産後ケア事業に関する知見の収集、評価・分析、提言の作成、取組支援、質の担保の仕組み、人材育成や情報発信等**

4. 第14次地方分権一括法 母子保健課関係の概要について

2. 母子保健DXの推進 ～現状と将来的に目指すイメージ～ (妊婦健診・乳幼児健診)

健診前

健診時

健診後

現状

◆ 紙の問診票に記入して、医療機関に提出

- ✓ 紙の問診票に毎回、住所や氏名などを記載する必要がある



◆ 受診時に、紙の受診券を医療機関に提出

- ✓ 毎回、住所や氏名などを記載する必要がある



◆ 健診結果は、母子健康手帳で確認

- ✓ 紙の手帳を持ち歩く必要
- ✓ マイナポータルで情報を見れるようになるまでタイムラグ



将来 (イメージ)

◆ 問診票をスマートフォン(電子版母子健康手帳等)で入力可能に

- ✓ 住所や氏名などの情報は自動で入力
- ✓ 問診結果はオンラインで医師等と共有



◆ マイナンバーカード1枚で健診を受診可能に

- ✓ 紙の受診券への住所や氏名などの記載が不要に
- ✓ 紙の受診券を管理・提出する手間が不要に



◆ 健診結果をスマートフォン(電子版母子健康手帳等)でいつでも確認可能に

- ✓ 健診情報を自身の健康管理や次回の妊娠等に有効活用
- ✓ 健診結果を医師等とスムーズに共有し、より質の高い医療サービスに



母子保健DXの推進

Step 1 : 住民、医療機関、自治体の間で**母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤※を整備**

⇒ 希望する自治体で先行実施

※ PMH: Public Medical Hub

Step 2 : ①PMHを活用した**情報連携を実現するための制度改正**

②住民がより便利にPMHとつながるよう、**電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、課題と対応を整理※1**

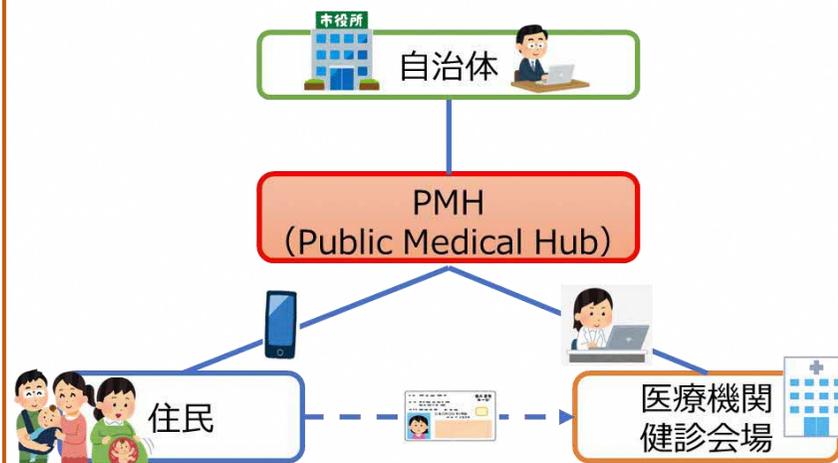
Step 3 : ①PMHの導入自治体の拡大

②**電子版母子健康手帳に係るガイドライン等を発出**

⇒PMH対応や母と子の情報共有等に関する考え方を提示

Step 4 : PMHと電子版母子健康手帳を通じた**母子保健DXの全国展開**
(PMHの全国展開、電子版母子健康手帳の普及)

【PMHによる母子保健情報連携のイメージ】



(※1) デジタルへの対応が難しい住民等への対応についても検討

プロジェクト	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
母子保健DXの推進	情報連携基盤 (PMH) の整備 【こども家庭庁、デジタル庁】	希望する自治体から先行実施 【こども家庭庁、デジタル庁】 電子版母子健康手帳に係る課題の整理 制度改正 施行に向けての準備 【こども家庭庁】 【こども家庭庁】	・PMH導入自治体拡大 (自治体システム標準化と連動) ・必要に応じて更なるPMHの機能追加・拡充 ・電子版母子健康手帳に係るガイドライン等の発出	R8年度～ ・母子保健DXの全国展開 ・電子版母子健康手帳の普及

改正内容概要

里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築

【母子保健法】

① 里帰り出産時の市町村間での情報共有の仕組みの整備

- ・ 妊産婦等が里帰り先で保健指導等の母子保健サービスを受ける際にも、里帰り先の市町村が住所地の市町村に当該妊産婦等の情報提供を求めることを可能とする。

② 母子保健DXの推進

- ・ 情報連携基盤※等を活用した母子保健の健診等に係る事務のデジタル化に向けて、妊婦健診・乳幼児健診及び産後ケア事業の対象者に関する情報について、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会が、市町村の委託を受けて、情報連携事務を行えるよう業務規定を新設する。

※ PMH: Public Medical Hub

○ 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

（9）母子保健法（昭40 法141）

- （i）里帰り出産に関し、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。

（関係府省：デジタル庁）

※ 令和5年地方分権提案 概要（里帰り出産に関する仕組みの構築）

＜求める措置の具体的な内容＞

○マイナポータルをはじめ、デジタル手段を活用しながら、各種手続きを改善するなど、効率的・効果的に住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携が行われるよう、国が仕組みを構築すること。

【例】里帰り出産のため、県外の病院で健診等を受診した妊婦について、マイナンバーを活用することなどにより、県外の病院で健診を受診したという情報が住所地の自治体に通知されるようにするとともに、必要に応じて、その県外の病院が所在する自治体に対して、当該妊婦に関する情報を共有することができるシステムを構築する。

＜提案団体名 ※石川県以外は追加共同提案団体＞

石川県、旭川市、茨城県、大阪府、広島市、徳島県、今治市、高知県、宮崎県

5. 研修事業等のご案内

母子保健指導者養成研修

タイトル	研修内容（一部抜粋）
研修 1 こども家庭センターの 効果的な実施に関する研修 ※本テーマのみ対面研修（8/29） + オンデマンド配信	<ul style="list-style-type: none">・こども家庭センターに期待される母子保健機能の役割・こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の連携について・事例紹介・グループワーク（対面研修のみ）
研修 2 乳幼児健康診査に関する研修①	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児の食物アレルギーについて・1 か月児及び5 歳児健康診査について・事例紹介
研修 3 乳幼児健康診査に関する研修②	<ul style="list-style-type: none">・3歳までの発育発達に関して・新生児聴覚検査、屈折検査について・事例紹介
研修 4 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修	<ul style="list-style-type: none">・周産期メンタルヘルスの基礎知識、精神科医療機関との連携・助産所における流産、死産の支援・事例紹介
研修 5 性と健康の相談（プレコンセプションケア）に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・プレコンセプションケアに関する概論・妊娠前、妊娠中の女性に対する栄養管理支援・事例紹介
研修 6 児童福祉施設等における食事の提供に関する研修	<ul style="list-style-type: none">・栄養・食生活における特別な配慮を必要とするこどもへの支援・事例紹介

○9月～順次配信予定。2 か月間オンデマンド配信（要申込）。※研修により、配信時期が異なるため注意

○お申込み：母子保健指導者養成研修専用サイト（ <https://boshikenshu.cfa.go.jp> ）

健やか親子21 全国大会及び健やか親子21 内閣府特命担当大臣表彰について

健やか親子21 全国大会について

- 成育医療等基本方針に基づく国民運動の一環として、**講演やシンポジウム**などの開催により、「健やか親子」の推進を図るとともに、成育過程にある者の心身の健やかな成育や妊産婦の健康の保持・増進に寄与する**取組を推進している個人・団体・自治体・企業を表彰**。

<健やか親子21 全国大会特設ページ（健やか親子21 ウェブサイト内）>

URL : <https://sukoyaka21.cfa.go.jp/zenkokutai/>

**令和6年度は、11月21日（木）～22日（金）
鹿児島県にて開催予定**



健やか親子21 全国大会
(母子保健家族計画全国大会)



健やか親子21 内閣府特命担当大臣表彰について

- **功労者表彰**
成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する取組に長年携わり、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに貢献している個人及び団体を表彰するもの。
- **健やか親子表彰**
国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、先駆的な取組により、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する自治体・団体・企業を表彰するもの。

**健やか親子表彰 本年度の重点テーマ：
「小児の入院付き添いについて」**

<健やか親子21 内閣府特命担当大臣表彰特設ページ（健やか親子21 ウェブサイト内）>

URL : https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award_list/
<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award-2023/>



ご清聴ありがとうございました

こどもまんなか
こども家庭庁

